

北九州市お試し居住事業実施要綱（スタンダードタイプ）

（目的）

第1条 「北九州市お試し居住事業」（以下「本事業」という。）は、本市への移住を検討する者に対し、市内での生活を体験する機会を提供することを通して、本市への移住促進を図ることを目的とする。

（体験住宅）

第2条 本事業において、市内での生活を体験するために本事業の参加者（以下「参加者」という。）に供される住宅（以下「お試し住宅」という。）は、以下のとおりとする。

お試し住宅B室	北九州市八幡東区東田2丁目5-9
お試し住宅F室	北九州市八幡東区東田2丁目5-9

（対象者）

第3条 本事業に参加することができる者は、次の各号の要件全てを満たすものとする。

- （1） 市への移住を希望する者であること
- （2） 市外に居住している者であること
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと

（参加の申込み）

第4条 本事業に参加しようとする者の代表者は、北九州市お試し居住参加申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（参加の決定）

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、参加を許可したときは、電子メールにより通知するものとする。

- 2 お試し居住参加許可証は、この電子メールをもってこれに代える。

（参加期間）

第6条 本事業に参加できる期間は、年度内に1回、1週間以上2週間以内を原則とする。なお、年度内における同一人物の複数回利用については、本市と委託先事業者において協議して決定する。

(参加料金)

第7条 本事業への参加料金は、以下のとおりとする。なお、参加料は移住コーディネーターによる支援等の費用であり、宿泊料は無料とする。

1 週間	10,000 円
以後 1 日ごとに	1,000 円

- 2 本事業への参加に伴う交通費及び飲食費、並びにお試し住宅の使用に伴う消耗品（日常生活に係るものに限る。）、お試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、参加者の負担とする。
- 3 お試し住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料、受信料（地上契約に係るものに限る。）並びに廃棄物の処理に要する費用は、本事業を市が委託する事業者が負担する。なお、F 室の電気の使用料については、市が直接負担する。
- 4 参加料金は、本事業を市が委託する事業者に対して前納しなければならない。
- 5 既に納付された参加料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により本事業へ参加することができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された参加料金の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第8条 参加者は、お試し住宅（その敷地を含む。以下同じ。）並びにその設備及び備品の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (2) 第三者に対し、お試し住宅を転貸し、若しくは使用させ、又は第5条第1項の規定により許可を受けた権利を譲渡しないこと。
- (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) お試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。第13条において同じ。）を適切に取り扱うこと。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (6) 清掃を適宜行うこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を得ること。
- (9) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替をしないこと。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第9条 参加者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為
- (3) 事業又は営業
- (4) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図画その他の印刷物を掲示又は配布
- (6) 政治活動、宗教活動、風評の流布等
- (7) 動物の飼育
- (8) 周辺住民等に迷惑を及ぼす行為
- (9) その他、お試し住宅の利用にふさわしくない行為

(参加許可の取消し)

第10条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可を取り消しすることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 参加の申込みに偽りがあったとき。
- (3) 参加料金をその納付期限までに納付しないとき。
- (4) その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

(明渡し)

第11条 利用者は、第6条に規定する参加期間が満了したとき、又は前条の規定により参加の許可が取り消されたときは、遅滞なくお試し住宅を市長に明け渡さなければならない。この場合において、参加者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅を参加者の費用負担で原状に回復しなければならない。

(立入り)

第12条 市長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅に立ち入りさせることができる。

- 2 参加者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第 13 条 参加者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第 14 条 本事業（お試し住宅を含む。）において、天災、火災その他の市の責めに帰さない理由によって利用者が被った損害に対して、市はその責めを負わない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。